

## 素案からの変更点

## 第2章 本県における男女共同参画の現状と課題

## 1 (3) 本県における取組

頁	素案	案	修正理由
3	<p>〈参考〉第5次おかやまウィズプランにおける数値目標の達成状況</p> <p>家庭教育相談員の養成数 現況値：1,158人(R6)</p>	<p>〈参考〉第5次おかやまウィズプランにおける数値目標の達成状況</p> <p>家庭教育相談員の養成数 現況値：1,242人(R7)</p>	実績値の確定に伴う修正

## 第4章 計画の内容

## 基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

## 重点目標7 生涯を通じた女性の健康支援

頁	素案	案	修正理由
57	<p>〈施策の方向〉①性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等</p> <p>推進する施策 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発 [保健医療部 健康推進課]</p>	<p>〈施策の方向〉①性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等</p> <p>推進する施策 <u>プレコンサポーター(注11)等</u>を活用した妊娠・出産を含めた性と健康に関する正しい知識の普及啓発 [保健医療部 健康推進課]</p>	令和7年5月に策定された国の「プレコンセプションケア推進5か年計画」において、プレコンセプションケアの推進に向け、その普及に係る人材としてプレコンサポーターの養成等が目標として示されており、県においても、プレコンサポーター等を活用した普及啓発を推進する必要があるため
58		<p>(注11) <u>プレコンサポーター</u></p> <p><u>プレコンセプションケアを推進することを目的とし、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す人材</u></p>	施策の修正に伴う注釈の追加

## 【未定稿】

58		<p>〈施策の方向〉②生涯を通じた女性の健康支援          推進する施策 <u>関係法令等の周知</u> [県民生活部 <u>人権・男女共同参画課</u>、産業労働部 <u>労働雇用政策課</u>]</p>	<p>令和7年に改正された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正の内容等を周知し、女性特有の症状を踏まえた健康への男女双方の理解促進を図るため</p>
----	--	---	---

### 基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

#### 重点目標 10 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

頁	素案	案	修正理由
66	(注 11)積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) (略)	(注12)積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) (略)	注釈11の新設による注釈番号の振り直し

#### 重点目標 11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大

頁	素案	案	修正理由
70	(注 12)家族経営協定 (略)	(注13)家族経営協定 (略)	注釈11の新設による注釈番号の振り直し

#### 重点目標 12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

頁	素案	案	修正理由
74	<p>〈施策の方向〉①男女の均等な機会と待遇の確保の促進          推進する施策 <u>労働関係法令等の周知</u> [産業労働部 <u>労働雇用政策課</u>]</p>	<p>〈施策の方向〉①男女の均等な機会と待遇の確保の促進          推進する施策 <u>関係法令等の周知</u> [県民生活部 <u>人権・男女共同参画課</u>、産業労働部 <u>労働雇用政策課</u>]</p>	<p>令和7年に改正された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正の内容等を周知するなど、実質的な男女平等の実現に向けて、関係法令を含めた制度・趣旨を徹底するため</p>